

生のアルバイト収入等について、申告義務の周知の不徹底等を理由に法第63条が適用されている事例が認められた。

収入申告義務については、保護開始時等において周知を図ることとされているが、訪問調査活動の際に世帯員に対し保護のしおり等により改めて丁寧な説明を行うなど特段の再発防止策を講じることもなく、世帯主が世帯員に対して周知していなかつたことなどを理由に安易に法第63条の適用を行うことは、被保護者との信頼関係を失いかねず、本来法が目的とする自立助長の観点から不適切である。

また、世帯員が申告義務を承知していながら就労収入を故意に申告しなかつたケースについて、世帯員の就労を世帯主が知らなかつたことを理由に法第63条を適用することは、法第61条により被保護者に課せられている申告義務を曖昧にし、さらに不正受給を誘発するおそれがあることから不適切である。

については、都道府県等本庁においては、世帯員も含めた申告義務の周知徹底並びに別冊問答集問13-1を踏まえた法第63条及び法第78条の適切な適用について指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、世帯主だけでなく高校生も含めた世帯員に対する収入申告義務の徹底とともに、特に不当受給に係る保護費の法第63条による返還の適用についてはケース診断会議に諮る等によって組織的に慎重に検討するよう徹底をお願いする。

オ 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無の確認が十分でない事例が散見された。会計検査院からも、介護扶助又は医療扶助に係る障害者自立支援給付等の活用について、法令等に基づいて適切又は適正な活用が十分行われていないとの指摘を受けているところである。

については、都道府県等本庁においては、①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を確認すること、②障害がある場合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性があると判断された場合は年金申請について被保護者に対し助言指導を徹底すること、③任意加入により年金受給権が得られる場合は、任意加

入手手続き、年金受給権を得られる可能性がない場合は、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援を行うことについて、管内実施機関に対し指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願いたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについて指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等などによって、他法他施策の活用を徹底すべきことについて指導を願いたい。

カ 診療報酬明細書の点検について

監査の結果、診療報酬明細書の点検について、全件を対象とした点検が行われていない実施機関が、また、他の実施機関と比べ著しく過誤調整率が低い実施機関が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「診療報酬の知事決定に伴う審査について」（昭和44年7月9日社保第166号厚生省社会局保護課長通知）に基づき、「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（平成12年12月14日社援保第72号厚生省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、診療報酬明細書の点検が適切に実施されているか、指導監査において実地に確認し必要な指導を行うこと。

なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活保護適正実施推進事業((2)のア 診療報酬明細書点検等充実事業)において、外部委託等について資格点検も含め補助対象としているので、その活用についても併せて助言願いたい。

キ 代理納付について

監査の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、滞納の発生状況が把握されていないことや、現に滞納が発生しているにもかかわらず代理納

付が実施されていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃、学校給食費について、現に滞納が発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が得られないことなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、当該使途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護制度の趣旨に反するものである。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について」（平成19年10月5日社援保発第1005002号・社援指発第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導監査室長連名通知）を踏まえ、代理納付制度の実施が遅れている実施機関についてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報が、適宜当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について現に滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

なお、介護保険料加算の代理納付の実施については、「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」（平成12年9月1日社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知）が平成18年3月31日社援保発第0331006号により改正され、被保護者の委任状は不要となっていので申し添える。

ク 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠が未だに発生しているところであり、とりわけ、現業員等を管理監督する立場にある職員による不正事案が発生していることは誠に遺憾である。

このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることから、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の

取扱い、さらに日常の現業事務の進行管理などに問題が認められたところである。

ついては、都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

ケ その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について

(ア) 訪問調査活動について

監査の結果、一部の実施機関において、年間訪問計画が策定されていない事例、新規開始居宅ケースであるにもかかわらず開始後1度も訪問されていない事例、1年以上にわたって面接すべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められた。

訪問調査活動は、これを通じて構築した被保護者との信頼関係を基に、最低限度の生活の保障と自立助長を行う現業活動の基本であることから、被保護者の生活状況等を実地に把握し援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うため、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を適切に策定の上、当該訪問計画に沿って着実に実施する必要がある。

ついては、都道府県等本庁においては、訪問調査活動が局長通知第12の1に基づき、訪問計画に基づいて適切に実施されるよう管内の実施機関に対する

指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①毎月、訪問調査予定・実績表を確認すること、②訪問予定月に未訪問又は不在等で面接すべき被保護者と会えなかった場合は、その原因を確認の上、臨時訪問等を指示すること、③長期に不在が続く場合は、その理由を明らかにし、在宅予定日の確認又は訪問の時間帯の変更等調査方法を工夫するなどにより家庭内面接に努め、必要に応じて訪問計画を見直し訪問頻度を高めることについて、指導を徹底願いたい。

その際、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援保発第03331003号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすことができることについても助言願いたい。

（イ）病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について

監査の結果、一部の実施機関において、稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者に対し、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどによる病状の把握が適切に行われず、就労指導の可否等についての検討が不十分な事例が多数認められた。

特に一昨年度後半以降、稼働能力を有する被保護者が急増していることから、保護の適正実施において、時期を逸しない病状の把握及び就労指導等の徹底が非常に重要となっている。

については、稼働能力の活用の判断については、局長通知第4及び課長通知第4の1により示されているとおりであり、稼働能力の活用を図る必要がある被保護者については、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」（平成14年3月29日社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき「求職活動状況・収入申告書」を毎月徴収することで的確に就労・求職状況を把握した上で、局長通知第11の2に基づき、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「Ⅱの3稼働能力のある者に対する指導指示」を踏まえ、必要な指導指示を行うことについて、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

また、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成

17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)、「自立支援プログラム導入のための手引(案)について」(平成17年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)、「生活福祉・就労支援協議会の設置について」(平成22年2月19日職発0219第3号・能発0219第2号・雇児発0219第3号・社援発0219第4号厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)を踏まえ、都道府県生活福祉・就労支援協議会及び地域生活福祉・就労支援協議会の活用並びに、平成23年度から実施予定の「福祉からの就労」支援事業などによって職業安定行政等との連携を更に強化し、管内実施機関における就労自立支援体制の整備を更に図ること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者については、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどにより病状の把握を定期的に行うこと、②稼働能力の活用の判断に当たっては、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的に検討を行うこと、③「就労・求職状況管理台帳」を整備することで組織的に当該被保護者の就労・求職状況を把握の上、ハローワークへの同行訪問などを積極的に実施すること、④ハローワーク等関係機関との連携、就労支援員の配置又は増員による就労支援プログラムの強化、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用についても積極的に検討することについて、具体的に指導願いたい。

(ウ) 扶養義務の取扱について

監査の結果、一部の実施機関において、①扶養義務者の職業、収入等について要保護者その他により聴取する等の方法により扶養の可能性が調査されず、そのため扶養能力調査が適切に行われていない事例、②管内に居住する重点的扶養能力調査対象者について、実地に調査されていない事例、③管外に居住する重点的扶養能力調査対象者について、文書により照会はしているが期限までに回答がないのにもかかわらず再度期限を付して照会をしていない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第5について全く理解せず、重点的扶養能力調査対象者の的確な把握もなされていないところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについて、局長通知第5に基づき、別冊問答集第1編第5を踏まえ、管内の実施機関に対し指導を徹

底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第5の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養義務調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年1回程度行うこととされていることに留意すること。

(エ) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度（リバースモーゲージ）の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるのにもかかわらず、活用に向けての手続きが進捗していない事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査等において要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるのにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な助言指導を行うこと。

(オ) 実施体制の整備等について

a. 実施体制の整備について

監査の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に追われる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せずに適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

については、都道府県等本庁においては、社会福祉法第16条に定められる現業員数の充足、査察指導の体制整備及び社会福祉主事有資格者の配置について指導すること。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相談員、就労支援員、年金調査員、診療報酬明細書点検員などの配置又は増員などによる実施体制の強化についても、指導監査の際にその必要性に応じ具体的な助言をお願いする。

その際、小規模の実施機関においては、単独では必要な人員の確保が困難な場合があることから、当該事業を複数の実施機関で共同実施するなど必要な調整及び支援についても検討願いたい。

b. 組織的運営管理について

監査の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が実施機関の生活保護業務の実施方針及び事業計画に反映されていないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われず、さらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないことなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織運営管理にそもそももの問題があることが認められたところである。

なお、実施方針及び事業計画については、実施機関によっては、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護業務の実施方針の策定に関するQ&Aの送付について」（平成17年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）（以下「実施方針等策定通知等」という。）が全く理解されておらず、策定されている実施方針が不適切な内容となっているもの、事業計画についても、単なる年間業務予定表であり、実施方針に掲げた重点事項を確實に実施するための具体的な取組内容と実施時期、職種や職階ごとの役割を明記されていないものも認められた。

また、一部実施機関では、策定されている実施方針及び事業計画が、実施機関としての施政方針であったり、人事・財政当局に対する説明資料であったりしており、本来の実施方針及び事業計画を別途策定するよう指導する必要があるところも認められた。

については、都道府県等本庁においては、このような実態を踏まえ、年度当初において、管内実施機関の実施方針及び事業計画が、実施方針策定通知等を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たってその実施状況を

確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、③チェック表などを活用した一斉点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。

(3) 国が実施する監査等について

ア 平成23年度における監査計画について

国の実施する法执行事務監査は次の3つの類型に分類し実施することとしている。

【重点】毎年度、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査（於：県市本庁）を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

3類型の対象都道府県・指定都市については、次のとおりであるので、対応方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査等を実施することとしているので了知願いたい。

(ア) 重点監査：3都府市

東京都、大阪府、大阪市

(イ) 一般監査A：30道府県市

北海道、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、
京都府、奈良県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、沖縄県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、
浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市

(ウ) 一般監査B：33県市

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、
富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、
兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
札幌市、仙台市、広島市

※ 下線部については、本庁監査のみ実施予定。

また、監査資料については、管内福祉事務所の制度の運用状況及び本庁監査の実施状況を把握し、適確かつ円滑な監査を行う上で必要であるので、都道府県市本庁において誤りがないか確認の上、提出期限までに当室に必ず届くよう協力願いたい。平成23年度の監査資料の様式については、必要な改正を行い平成23年3月末に示す予定である。

イ 研修会等の開催について

平成23年度においては、以下の研修会等の開催を予定しているので、関係職員の参加等について配慮願いたい。

(ア) 新任生活保護査察指導員基礎研修会

生活保護制度は現業事務を基本に成り立っており、現業事務を適正に実施するためには査察指導機能は極めて重要な機能であることに鑑み、指導監査時における個別指導に加え集団指導として、現業事務経験のない生活保護査察指導員を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内福祉事務所に対して配慮願いたい。

○ 新任生活保護査察指導員基礎研修会

対象者：現業事務経験のない生活保護査察指導員

開催時期：平成23年5月25日（水）～27日（金）

開催日数：3日

開催場所：フォーラムエイト（予定）

東京都渋谷区道玄坂2-10-7

内容：査察指導業務の基本に係る講義及び意見交換等

(イ) 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

査察指導員として一定の経験を有する生活保護査察指導員等を対象に、下記のとおり研究協議会を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内福祉事務所に対して配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対象者：一定の査察指導員の経験を有する生活保護査察指導員等

開催時期：平成23年8月24日（水）～26日（金）

開催日数：3日

開催場所：東京都内（予定）

内容：求められる査察指導業務に係る事例発表及び研究協議等

(ウ) 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不正事案、暴力団関係者による不正受給事例など、広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内福祉事務所に対する指導監査の充実が求められている。このため、来年度においても今年度同様、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員を対象に、下記のとおり会議を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の派遣について配慮願いたい。

○ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

対象者：各都道府県・指定都市の生活保護指導職員

開催時期：平成23年5月11日（水）～13日（金）

開催日数：3日

開催場所：フォーラムエイト（予定）

東京都渋谷区道玄坂2-10-7

内容：国の監査の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等

(エ) ブロック会議の開催について

平成23年度においても、ブロック会議の開催を予定しているところである。

詳細については、決定次第連絡することとしている。